記　入　例

国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書
兼 還付金振込方法（変更）申出書

日本年金機構理事長　あて　　令和　〇　年　〇　月　〇　日

私は、国民年金保険料の納付を口座振替により納付したいので、保険料額等必要な事項を記載した納付書を、指定の金融機関あてに送付してください。
また、国民年金保険料の払い過ぎ等により還付（払い戻し）が発生した場合の口座への振込について、「C. 還付金振込方法」のとおり申出します。

〒 111-1111
住所：〇〇区〇〇町11-11-111

（フリガナ）コクネン　ジロウ
被保険者氏名：国 年　次 郎

電話番号：①自宅 2.携帯電話 3.勤務先 4.その他　03（9999）9999

国民年金保険料の納付を口座振替で行っており、振替口座を変更せずに振替方法のみ変更する場合

市外局番からご記入ください。

太線枠内の必要事項をご記入ください。数字の記載された項目は該当する項目に〇をつけてください。
複写様式を使用する場合は、強めにご記入ください。

還付金振込方法のみをこの用紙で申出する場合は、下記「A.被保険者」欄をご記入いただき、用紙下部「C. 還付金振込方法」欄の記載事項をご確認のうえ、「還付金振込方法のみ申出」に〇をつけてください。

A. 被保険者

基礎年金番号	生年月日
9999-9999999	5. 昭和 7. 平成　55年 01月 11日

銀行等またはゆうちょ銀行のいずれかを選ん
なお、振替方法のみ変更する場合（口座に変　**に〇の上、振替方法を選択してください。**

振替方法のみを変更する場合は、こちらに〇をつけてください。

B. 指定預金口座／振替方法

振替方法のみ変更　〇　**振**　**の記入、お届け印の押印は不要です。**

指定預金口座（いずれかを選択）

銀行等（ゆうちょ銀行を除く）
金融機関名
預金種別　1. 普 2. 当
1. 銀行 2. 信用金庫 3. 信用組合 4. 労働金庫 5. 農業協同組合 6. 漁業協同組合
1. 本店 2. 支店 3. 本所 4. 支所
支店コード

ゆうちょ銀行
種目コード　契約種別コード　**記入）**
1 6 6 3 2

口

お届け印
2枚目に押印してください

振替方法のみを変更する場合は、1枚目（年金事務所用）のみを提出してください。

希望する振替方法の数字に〇をつけてください。
（いずれか一つに〇をつけてください。）

振替方法									
1	翌月末振替	2	6カ月前納	3	1年前納	4	当月末振替（早割）	5	2年前納

※希望する振替方法の番号を〇で囲んでください。
※振替方法の詳細については、記入例の裏面「振替方法について」をご覧下さい。
※振替方法のみ変更する場合についても、「C. 還付金振込方法」欄の記載事項をご確認ください。

C. 還付金振込方法

還付金振込方法のみ申出　〇　口座振替納付申出（変更申出を含む）を行う場合は、左の「還付金振込方法のみ申出」欄に〇をつける必要はありません。

国民年金保険料の還付金が発生した場合は、「国民年金保険料の振替口座」への振込を希望します。
なお、「国民年金保険料の振替口座」が被保険者本人名義でない場合でも還付金の振込に同意します。

希望しない場合は右側の（　　）を〇で囲んでください。

※「国民年金保険料の振替口座」への振込を希望しない場合には、還付請求書の提出が必要となり、振込までに2～3カ月程度の期間がかかります。

希望しません

「国民年金保険料の振替口座」への還付金の振込を希望しない場合に〇をつけてください。

※ 前納（6カ月前納、1年前納、2年前納）及び当月末振替（早割）の場合は、割引された保険料を振替します。
割引額が多いのは、2年前納＞1年前納＞6カ月前納＞当月末振替（早割）の順になります。

※ 事務処理に日数を要しますので、申出をいただいた翌月以降に振替を開始します。

※ 振替方法の「2」から「5」までによる初回振替の際には、前月分の保険料を合わせて振替します。
（前月分については割引となりません。なお、前月分についてすでに納付されている場合は、前月分の振替は行いません。）

〇 振替開始（予定）　令和　　年　　月末日から（金融機関の休業日の場合は翌営業日から）

国民年金保険料を口座振替により納付することを申し込まれる場合、金融機関と以下の約定を締結することとなります。

＜国民年金保険料口座振替に関する約定＞

1．日本年金機構から私名義の納付書が貴店に送付されたときは、私に通知することなく、納付書記載の金額を指定預金口座から引き落としのうえ、納付してください。この場合、預貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、貴店の所定の方法で処理してください。

2．振替日において納付書記載の金額が預金口座から払い戻すことのできる金額[当座貸越（自動貸付）を利用できる範囲内の金額を含む]を超えるときは、納付書を返却しても差し支えありません。

3．この契約を解約するときは、私から貴店ならびに年金事務所に口座振替辞退（取消）通知書により届け出ます。なお、この届け出がないまま長期間にわたり日本年金機構から納付書の送付がない等相当の事由があるときは、特に申し出をしない限り、貴店はこの契約が終了したものとして取り扱って差し支えありません。

4．この預金口座振替について、仮に紛議が生じても、貴店の責めによる場合を除き、貴店にはご迷惑をかけません。

振替方法について

[表1]をご確認いただき、ご希望の振替方法を選択し、申出書「振替方法欄」の1～5のいずれかに「○」をつけてください。
前納（6カ月前納、1年前納、2年前納）を選択する場合は、初回振替日によって初回の振替対象期間が異なりますので、下記「前納における初回振替について」をご確認ください。

[表1]

振替方法	1．翌月末振替	2．6カ月前納	3．1年前納	4．当月末振替（早割）	5．2年前納
振替方法の説明	前月分の保険料を振替する方法です。	6カ月分の保険料をまとめて振替する方法です。	1年分の保険料をまとめて振替する方法です。	当月分の保険料を振替する方法です。	2年分の保険料をまとめて振替する方法です。
前納期間	―	（上期）4月～9月 （下期）10月～翌年3月	4月～翌年3月	―	4月～翌々年3月
口座振替日	翌月末日	（上期）4月末日 （下期）10月末日	4月末日	当月末日	4月末日

前納における初回振替について

初回振替の際の振替対象期間は、初回振替日の属する月分（初回振替日が金融機関の休業日で翌営業日となる場合は初回振替日の属する月の前月分）から当年度3月分（2年前納の場合は翌年度3月分）となります。詳しくは[表2]をご確認ください。
○6カ月前納の初回振替日が5月から9月までの場合、前月分の保険料を割引なしで翌月末日に振替し、10月末日に6カ月前納が開始されます。
○2年前納を2月にお申し込みいただいた場合、初回振替日は4月末日となり、24カ月分の前納となります。
○6カ月前納、1年前納、2年前納をお申し込みいただいた場合、前納分の振替の際に、初回振替日の属する月の前月分をまとめて振替します。
当月末振替（早割）の場合、初回振替日の属する月に前月分をまとめて振替します。残高不足にならないようご注意ください。

[表2]

初回振替日	初回振替時の振替対象期間		
	6カ月前納	1年前納	2年前納
4月末日	4月分～9月分（6カ月分）	4月分～翌年3月分（12カ月分）	4月分～翌々年3月分（24カ月分）
5月末日	4月分（1カ月分）[割引なし]	5月分～翌年3月分（11カ月分）	5月分～翌々年3月分（23カ月分）
6月末日	5月分（1カ月分）[割引なし]	6月分～翌年3月分（10カ月分）	6月分～翌々年3月分（22カ月分）
7月末日	6月分（1カ月分）[割引なし]	7月分～翌年3月分（9カ月分）	7月分～翌々年3月分（21カ月分）
8月末日	7月分（1カ月分）[割引なし]	8月分～翌年3月分（8カ月分）	8月分～翌々年3月分（20カ月分）
9月末日	8月分（1カ月分）[割引なし]	9月分～翌年3月分（7カ月分）	9月分～翌々年3月分（19カ月分）
10月末日	10月分～翌年3月分（6カ月分）	10月分～翌年3月分（6カ月分）	10月分～翌々年3月分（18カ月分）
11月末日	11月分～翌年3月分（5カ月分）	11月分～翌年3月分（5カ月分）	11月分～翌々年3月分（17カ月分）
12月末日	12月分～翌年3月分（4カ月分）	12月分～翌年3月分（4カ月分）	12月分～翌々年3月分（16カ月分）
1月末日	1月分～3月分（3カ月分）	1月分～3月分（3カ月分）	1月分～翌年3月分（15カ月分）
2月末日	2月分～3月分（2カ月分）	2月分～3月分（2カ月分）	2月分～翌年3月分（14カ月分）
3月末日	3月分（1カ月分）	3月分（1カ月分）	3月分～翌年3月分（13カ月分）

留意事項

○残高不足にご注意ください。
・翌月末振替、当月末振替（早割）について、残高不足により振替できなかった場合は、翌月にもう一度だけ再振替します。
（例：10月分が振替不能 →次回に10月分と11月分を合わせて振替します。）
ただし、再振替につきましては、当月末振替（早割）による割引は受けられません。
・6カ月前納、1年前納、2年前納について、残高不足により振替できなかった場合は、前納分の再振替は行われません。次の前納振替までの間は自動的に割引のない翌月末振替となります。

○振替日となる末日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日に振替となります。

○一部納付（一部免除）制度をご利用の方は、口座振替の前納（6カ月前納、1年前納、2年前納）及び早割は利用できないため、翌月末振替となります。

様式コード			
4	6	5	4

国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書
兼 還付金振込方法（変更）申出書

日本年金機構理事長　あて　　令和　　年　　月　　日

私は、国民年金保険料の納付を口座振替により納付したいので、保険料額等必要な事項を記載した納付書を、指定の金融機関あてに送付してください。
また、国民年金保険料の払い過ぎ等により還付（払い戻し）が発生した場合の口座への振込について、「C. 還付金振込方法」のとおり申出します。

〒
住所：

（フリガナ）
被保険者氏名：

電話番号：　1. 自宅　2. 携帯電話　3. 勤務先　4. その他　（　　）

市区町村	日本年金機構

太線枠内の必要事項をご記入ください。数字の記載された項目は該当する項目に○をつけてください。
複写様式を使用する場合は、強めにご記入ください。

還付金振込方法のみをこの用紙で申出する場合は、下記「A.被保険者」欄をご記入いただき、用紙下部「C. 還付金振込方法」欄の記載事項をご確認のうえ、「還付金振込方法のみ申出」に○をつけてください。

A. 被保険者

基礎年金番号	生年月日
－	5. 昭和　7. 平成　年　月　日

銀行等またはゆうちょ銀行のいずれかを選んで記入し、2枚目に押印してください。
なお、振替方法のみ変更する場合（口座に変更がない場合）は、「振替方法のみ変更」欄に○のうえ、振替方法を選択してください。

B. 指定預金口座／振替方法

振替方法のみ変更	○	振替方法のみ変更する場合は、「指定預金口座」欄の記入、お届け印の押印は不要です。

指定預金口座

銀行区分（いずれかを選択）		銀行等（ゆうちょ銀行を除く）	金融機関名	1. 銀行　2. 信用金庫　3. 信用組合　4. 労働金庫　5. 農業協同組合　6. 漁業協同組合　1. 本店　2. 支店　3. 本所　4. 支所
			預金種別	1. 普通　2. 当座　口座番号（右詰めで記入）　金融機関コード　支店コード
		ゆうちょ銀行	種目コード	1 6 6　契約種別コード　3 2　通帳記号　1 0 －　通帳番号（右詰めで記入）
			フリガナ	
			口座名義人	

お届け印
2枚目に押印してください

振替方法									
	1	翌月末振替	2	6カ月前納	3	1年前納	4	当月末振替（早割）	5	2年前納

※希望する振替方法の番号を○で囲んでください。
※振替方法の詳細については、記入例の裏面「振替方法について」をご覧ください。
※振替方法のみ変更する場合についても、「C. 還付金振込方法」欄の記載事項をご確認ください。

C. 還付金振込方法

還付金振込方法のみ申出	○	口座振替納付申出（変更申出を含む）を行う場合は、左の「還付金振込方法のみ申出」欄に○をつける必要はありません。

国民年金保険料の還付金が発生した場合は、「国民年金保険料の振替口座」への振込を希望します。
なお、「国民年金保険料の振替口座」が被保険者本人名義でない場合でも還付金の振込に同意します。

希望しない場合は右側の（　　）を○で囲んでください。

※「国民年金保険料の振替口座」への振込を希望しない場合には、還付請求書の提出が必要となり、振込までに2～3カ月程度の期間がかかります。

希望しません

金融機関等使用欄	
不備返却理由	確認欄
1. 記載事項等不備 □ 届出印 □ 店名・預金種別 □ 口座番号 □ 口座名義 □ 口座なし 2. その他 （　　）	

※ 前納（6カ月前納、1年前納、2年前納）及び当月末振替（早割）の場合は、割引された保険料を振替します。
割引額が多いのは、2年前納＞1年前納＞6カ月前納＞当月末振替（早割）の順になります。

※ 事務処理に日数を要しますので、申出をいただいた翌月以降に振替を開始します。

※ 振替方法の「2」から「5」までによる初回振替の際には、前月分の保険料を合わせて振替します。
（前月分については割引となりません。なお、前月分についてすでに納付されている場合は、前月分の振替は行いません。）

○ 振替開始（予定）　令和　　年　　月末日から（金融機関の休業日の場合は翌営業日から）

1枚目（年金事務所用）

2403 1016 028

様式コード
4 6 5 4 2

国民年金保険料口座振替依頼書

金融機関使用欄				

市区町村	日本年金機構

太線枠内の必要事項をご記入ください。数字の記載された項目は該当する項目に○をつけてください。

取扱金融機関等　御中　　令和　　年　　月　　日

〒
住所：

(ﾌﾘｶﾞﾅ)
被保険者氏名：

電話番号：　1. 自宅　3. 勤務先　2. 携帯電話　4. その他　(　　)

A. 被保険者	基礎年金番号	生年月日
	―	5. 昭和 7. 平成　年　月　日

銀行等またはゆうちょ銀行のいずれかを選んで記入し、2枚目に押印してください。
なお、振替方法のみ変更する場合（口座に変更がない場合）は、「振替方法のみ変更」欄に○のうえ、振替方法を選択してください。

B. 指定預金口座／振替方法

振替方法のみ変更	○	振替方法のみ変更する場合は、「指定預金口座」欄の記入、お届け印の押印は不要です。

指定預金口座						お届け印
銀行区分（いずれかを選択）	○	銀行等（ゆうちょ銀行を除く）	金融機関名	1. 銀行 2. 信用金庫 3. 信用組合 4. 労働金庫 5. 農業協同組合 6. 漁業協同組合	1. 本店 2. 支店 3. 本所 4. 支所	
			預金種別	1. 普通 2. 当座	口座番号 / 金融機関コード / 支店コード	
	○	ゆうちょ銀行	種目コード	契約種別コード	1 6 6 3 2 1	
			ﾌﾘｶﾞﾅ			
			口座名義人			

振替方法のみを変更する場合は、こちらの用紙への記入、提出は不要です。

お届け印欄の枠内に押印してください

振替方法									
1	翌月末振替	2	6カ月前納	3	1年前納	4	当月末振替（早割）	5	2年前納

※希望する振替方法の番号を○で囲んでください。
※振替方法の詳細については、記入例の裏面「振替方法について」をご覧ください。

※ 前納（6カ月前納、1年前納、2年前納）及び当月末振替（早割）の場合は、割引された保険料を振替します。
割引額が多いのは、2年前納＞1年前納＞6カ月前納＞当月末振替（早割）の順になります。
※ 事務処理に日数を要しますので、申出をいただいた翌月以降に振替を開始します。
※ 振替方法の「2」から「5」までによる初回振替の際には、前月分の保険料を合わせて振替します。
（前月分については割引となりません。なお、前月分についてすでに納付されている場合は、前月分の振替は行いません。）

○ 対象保険料　国民年金保険料
○ 振替納入指定日　納期の最終日
（金融機関の休業日の場合は翌営業日）
○ 振替開始（予定）　令和　　年　　月末日から
（金融機関の休業日の場合は翌営業日から）

私は、国民年金保険料を口座振替により納付したいので、下記事項を確約のうえ依頼します。

記
1. 日本年金機構から私名義の納付書が貴店に送付されたときは、私に通知することなく、納付書記載の金額を指定預金口座から引き落としのうえ、納付してください。この場合、預貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、貴店の所定の方法で処理してください。
2. 振替日において納付書記載の金額が預金口座から払い戻すことのできる金額［当座貸越（自動貸付）を利用できる範囲内の金額を含む］を超えるときは、納付書を返却しても差し支えありません。
3. この契約を解約するときは、私から貴店ならびに年金事務所に口座振替辞退（取消）通知書により届け出ます。なお、この届け出がないまま長期間にわたり日本年金機構から納付書の送付がない等相当の事由があるときは、特に申し出をしない限り、貴店はこの契約が終了したものとして取り扱って差し支えありません。
4. この預金口座振替について、仮に紛議が生じても、貴店の責めによる場合を除き、貴店にはご迷惑をかけません。

2枚目（金融機関・ゆうちょ銀行用）